

新型コロナウイルスワクチン接種に用いられるRNAワクチンの安全性及び有効性に関する質問主意書

提出者 原 口 一 博

新型コロナウイルスワクチン接種に用いられるRNAワクチンの安全性及び有効性に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナウイルス接種」という。）に用いられるファイザー社やモデルナ社のメッセンジャーRNAワクチン（以下「コロナRNAワクチン」という。）の安全性及び有効性については、世界各国において様々な指摘がなされている。特に、SNS等においては、コロナRNAワクチンの安全性や有効性について立場を異にする者に対する脅迫めいた発言も見られる状況にある。厚生労働省ウェブサイトの「新型コロナウイルスQ&A」にも「SNSやメディアでは、新型コロナウイルスワクチンに関して様々な情報が溢れています。特に、SNSでは発信者が不明、または科学的根拠や信頼のおける情報源に基づいていない、不正確な情報があり、注意が必要です。」と記載されており、新型コロナウイルス接種について正確な情報を適切に提供することの重要性は、政府にも共有されていると考える。以下、質問する。

一 SNS等において、新型コロナウイルス接種が危険であることや効果がないことを理由に接種を中止した国があるとの指摘が見られる。

1 新型コロナウイルス接種を実施していた国において、コロナRNAワクチンの安全性や有効性を理由

に新型コロナワクチン接種を中止した国を政府は把握しているか。把握している場合には、その国名を示されたい。

2 SNS等においては、タイの王女が新型コロナワクチン接種後に心疾患となり、タイ政府がファイザー社との契約の破棄を検討しているとするものがある。これに対して、タイ王室庁はパチャラキティヤパー王女がマイコプラズマ感染による心臓の炎症で深刻な不整脈を発症したと発表したと報じられている。また、タイ公衆衛生省疾病管理局がSNSで「ファイザー社との契約を解除した」とのニュースは誤った情報であると発信したとされる。政府としては、タイ政府が新型コロナワクチン接種を中止したと理解しているのか、あるいは、現在も新型コロナワクチン接種を実施していると理解しているのか。

二 SNS等においては、ファイザー社のコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（以下「ファイザー社コロナワクチン」という。）について、「SV40というがんウイルス由来のDNAが混入しており、ターボがんの原因となっている」と指摘するものがある。

1 まず、SNS等において「SV40というがんウイルス」とされるウイルスは、シミアンウイルス40○であると理解する。シミアンウイルス40○の発がん性については、シミアンウイルス40○が混入した

ポリオワクチンを接種したヒトに追跡調査がなされたががんを引き起こしたという根拠は得られなかったとの指摘も見られる。一方で、シミアンウイルス四〇は、ハムスター等を用いた動物実験では発がん能があったとされる。シミアンウイルス四〇は、ヒトにがん腫瘍を発生させるのか。この点については論争が続いているとの指摘もあるが、政府の見解を伺う。

2 SNS等においては、ファイザー社コロナワクチンにシミアンウイルス四〇に由来する塩基配列が含まれているとの指摘も見られる。ファイザー社コロナワクチンに含まれるmRNAの塩基配列にシミアンウイルス四〇の塩基配列と共通する箇所があることを政府は把握しているか。また、ファイザー社コロナワクチンに含まれるmRNAからシミアンウイルス四〇のタンパク質が産生される可能性はあるのか。政府の見解を伺う。

3 ワクチンに様々なウイルスのDNAの断片が混入することはありうることであり、ウイルスのDNAの断片がワクチンに混入したからといって直ちにそのワクチンが危険であるというわけではない、との指摘も見られる。コロナRNAワクチンを接種した者が、がん患者となる確率が高まることを示す研究等について、政府は把握しているか。また、コロナRNAワクチンにはがん腫瘍の発生を促進させる効

果があるとする研究等を政府は把握しているか。政府の見解を伺う。

三 コロナRNAワクチンの有効性について、厚生労働省ウェブサイト「ファイザー社の新型コロナウイルス（一価…従来株）について」では「新型コロナウイルス感染症の発症等を予防します。」、「初回接種における臨床試験の結果、接種から一定の期間における発症予防効果は、十六歳以上では約九十五%、二十歳以上では約九十七%、五歳以上では約九十七%」とされている。また、厚生労働省ウェブサイト「ファイザー社のオミクロン株対応一価ワクチンについて」では、「新型コロナウイルス感染症の重症化の予防を目的として接種します。」、「本剤（オミクロン株対応一価ワクチン）の非臨床試験における初回接種や追加接種により、オミクロン株亜系統に対する中和抗体の産生が確認されたことから、一定の有効性が期待されています。」とされている。

1 「ファイザー社の新型コロナウイルス（一価…従来株）」では「新型コロナウイルス感染症の発症等を予防」とされ、「ファイザー社のオミクロン株対応一価ワクチン」では「新型コロナウイルス感染症の重症化の予防」とされている。なぜ、従来株型ワクチンとオミクロン株対応ワクチンとで、その効果が変化したのか。また、その変化はいつ生じたのか。政府の見解を伺う。重症化予防の効果しかないの

であれば他者への感染を防ぐ効果は期待できず、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第一条の「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する」ことにならないのではないか。政府の見解を伺う。

2 従来株対応ワクチンについては、発症予防効果が「十六歳以上では約九十五％」等の数値で表されていたのに対し、オミクロン株対応ワクチンでは「一定の有効性が期待」と数値が示されていないのはなぜか。オミクロン株対応ワクチンの効果について従来株対応ワクチンのように数値で示すことはできないのか。もし、先行する研究が見当たらないために数値を示すことができないのであれば、政府において調査して、公表すべきではないか。政府の見解を伺う。

右質問する。